

平成24年4月1日から

「ごみ処理手数料」が変わります

十和田地域広域事務組合では、ごみ処理施設に直接搬入されるごみの処理手数料を改定します。
 今回の改定は、ごみの減量やリサイクルの促進、ごみ処理に要する費用を応分に負担していただくために見直しを行ったものです。
 今後もごみの減量、リサイクルに積極的に取り組みましょう。

ごみ処理にかかる費用

ごみ処理施設に搬入されたごみの処理（焼却、破碎、埋め立てなど）に要した費用をごみ処理原価と言います。

現在、ごみ10kgを処理するのに約200円の費用がかかっています。

一般廃棄物処理手数料の改定内容

▼ごみ処理原価に対する負担割合

▽家庭系ごみの負担割合は、現行水準のまま据え置き、ごみ処理原価の10%相当とします。

▽事業系ごみは、現行の10%相当から50%相当に引き上げます。

▼手数料算定の単位ごみ重量

単位ごみ重量は、現行の50kg単位から10kg単位に変更します。

問 十和田地域広域事務組合業務課

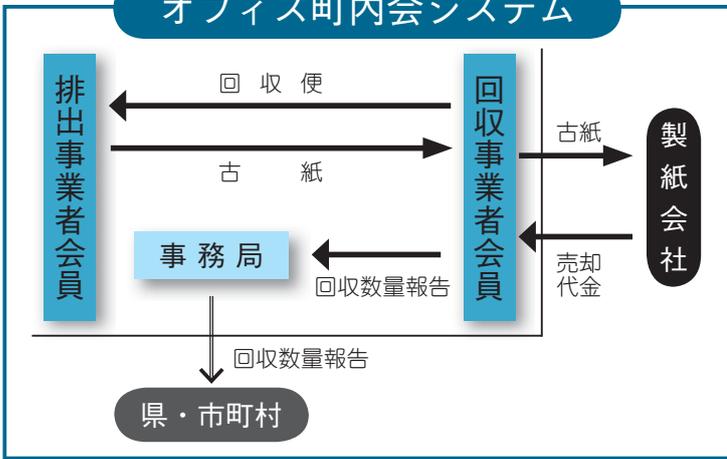
☎ 2654

	現行の手数料 (平成24年3月31日まで)	改定後の手数料 (平成24年4月1日から)
家庭系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみおよび粗大ごみ)	50kgごとに 105円	10kgごとに 20円
事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみおよび粗大ごみ)	50kgごとに 105円	10kgごとに 100円

※手数料の額には、消費税相当額を含みます。

- ▶ 家庭系ごみ…住民生活に伴って各家庭から排出されるごみ
- ▶ 事業系ごみ…事務所、商店、飲食店、学校、病院などから排出される産業廃棄物以外のごみ

オフィス町内会システム



古紙を効率的にリサイクル

十和田地区 オフィス 町内会

参加事業者募集中！

オフィス町内会のしくみ

オフィス町内会では、会員となった排出事業者のもとに、会員の回収事業者が伺い、古紙を無料で回収します。

オフィス町内会に参加した場合のメリットは？

▼事業活動に伴う経費の削減

通常、紙ごみを燃えるごみとして処理する場合、有料で処理することになります。オフィス町内会では無料で回収するので、コストダウンにつながります。

また、紙ごみの減量化に努めることにより、仕事の効率化や合理化を考える気運づくりにつながります。

▼環境活動への貢献によるイメージアップ！

古紙リサイクルに積極的に取り組むことで、企業や地域のイメージアップにつながります。

問 生活環境課環境衛生係

☎ 6726

リサイクル推進に向けて オフィス町内会を設立！



8月31日現在、7市町村から回収事業2社、排出事業48社が会員となっています。事業者の皆さん、奮ってご参加ください！